

還付加算金の実施について

1 概要

システム標準化の稼働に合わせ、保険料の還付加算金の事務処理が可能となることから、延滞金同様に令和8年度より実施する。

2 根拠法令

地方自治法231条の3及び地方税法第17条の4

3 還付加算金の開始時期

令和8年度以降処理する還付金から加算する。

※なお、時効到来前の該当者に通知のうえ、申請により加算金を支払う。

4 各区の実施状況(令和7年4月1日現在)

制度	還付加算金実施区
国民健康保険制度	21区

5 今後のスケジュール

令和7年11月～ ホームページ等による周知開始（11月は還付加算金のみ周知）

令和8年 4月 還付加算金の運用開始（遡及分は準備が整い次第通知送付）

令和8年 6月 延滞金の運用開始

対象者数と延滞金・還付加算金額の試算

【計算方法】

1 延滞金

① 納期限の翌日から 3か月を経過する日までの期間

・滞納保険料×2.4%×日数÷365

② 納期限の翌日から 3か月を経過する日の翌日以降の期間

・滞納保険料×8.7%×日数÷365

※保険料額が 2,000 円未満であるときは、延滞金はかかるない。

※保険料額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

※延滞金額が 1,000 円未満であるときは、延滞金はかかるない。

※延滞金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 還付加算金

・還付額×0.9%×加算日数÷365

※還付額が 2,000 円未満であるときは、還付加算金は加算されない。

※還付額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

※還付加算金額が 1,000 円未満であるときは、還付加算金は加算されない。

※還付加算金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

延滞金

単位：円

対象年度	国保	
	人数	金額
令和 8 年度（単年度）	271	831,400円

令和 8 年度（単年度）試算は、令和6年度の実績からの試算

還付加算金

対象年度	国保	
	件数	金額
令和 8 年度（単年度）	68	121,800円
過年度分	460	906,000円

令和 8 年度（単年度）試算は、令和6年度の実績からの試算

過年度分は、時効到来分を除く内容で試算

モデルケース

■延滞金発生モデルケース

種別	賦課額	保険料(円)		延滞金(円)				
		年額	1期分 ※1	算出起算額 ※2	発生日数 ※3	半年後	1年後	2年後
国民健康保険料 (10期)	最高額	1,090,000	109,000	109,000	106	3,000	7,700	17,200
	平均値	176,363	17,636	17,000	314	0	1,200	2,600
	最低額	24,210	2,421	2,000	2,165	0	0	0

※1:1期分の保険料は、賦課年額をそれぞれの期数で除した保険料額

※2:算出起算額は、1,000円未満を切り捨てた1期分の保険料額

※3:計算後の延滞金が1,000円以上となり、延滞金が発生する日

■還付加算金発生モデルケース

種別	賦課額	保険料(円)		還付加算金(円)				
		年額	1期分 ※1	算出起算額 ※2	発生日数 ※3	半年後	1年後	2年後
国民健康保険料 (10期)	最高額	1,090,000	109,000	109,000	373	0	0	1,900
	平均値	176,363	17,636	17,000	2,386	0	0	0
	最低額	24,210	2,421	2,000	20,278	0	0	0

※1:1期分の保険料は、賦課年額をそれぞれの期数で除した保険料額

※2:算出起算額は、1,000円未満を切り捨てた1期分の保険料額

※3:計算後の延滞金が1,000円以上となり、延滞金が発生する日